

令和3年5月12日

文教常任委員会報告資料

教育委員会

目 次

I 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について ----- 1

I 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について

1 経緯

県内で国内初となる感染者が確認された令和2年1月16日以降、県教育委員会では文部科学省の通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応について、県立学校・市町村教育委員会及び県立社会教育施設への周知、徹底を図ってきた。

2 臨時休業から再開までの動き

(1) 県立学校及び市町村立学校の対応について

ア 2月28日の文部事務次官通知を受け、感染防止を図り、子どもたちの安全、安心を確保するために、県立学校については3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とし、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。

イ 3月30日に、県立学校については、4月6日から2週間程度を臨時休業とした。また、4月2日に、全市町村教育委員会に対して、県立学校の取組を参考として、2週間程度の臨時休業等、感染拡大防止の取組への協力を要請した。

ウ 4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」という。)に基づく、国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月6日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。

エ 5月4日に、国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月31日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。

オ 5月22日に、国の緊急事態宣言が解除され、県立学校の臨時休業を終了し、6月1日に再開する場合に備え、学校の教育活動の再開に向け、必要となる様々な配慮や工夫、留意すべき事項について、「教育活動の再開等に関するガイドライン」として取りまとめ、「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へガイドラインを参考に、所管する各学

校における教育活動の再開に向け、必要な検討、準備を進めるよう依頼した。

【学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方】

- 臨時休業終了後の学校の教育活動については、社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識の下、次世代を担う子どもたちの健康には、より慎重に対応する必要がある。
- 学校の教育活動の再開については、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など段階的に行っていく。
- 学校の教育活動の再開後は、引き続き基本的な感染症対策の実施の徹底を図るなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全の措置を講じる。
- 今後の国の動向や県内の感染状況等により、段階的再開の日程の変更はあり得る。

カ 5月25日の国の緊急事態宣言の解除を受け、知事からの協力要請が解除されることから、県教育委員会としての対応を以下の(ア)から(ウ)のとおりとし、同日に、「国における緊急事態宣言解除に伴う県立高等学校における教育活動等の再開について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へ休業要請の解除と、今後の学校再開についての適切な対応を依頼した。

(ア) 県立学校は、6月1日から教育活動を再開する。

(イ) 学校としての必要な受け入れ態勢を整えるため、5月31日まで臨時休業を継続する。

(ウ) 臨時休業終了後の県立学校の再開にあたっては、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に行っていく。

(2) 県立社会教育施設の対応について

ア 3月2日に、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ観点から、3月4日から3月15日まで臨時休館等とした。(図書館は、サービスの一部(窓口及び郵送(有料))による予約図書等の貸出及び返却、並びに電

話、ファクシミリ、インターネットによる検索・調査相談)を継続、金沢文庫は、改修工事のため休館)

イ 3月11日に、引き続き感染拡大を防ぐ観点から、3月末まで臨時休館等を延長した。(図書館は、サービスの一部を継続)

ウ 3月24日に、引き続き感染拡大を防ぐ観点から、期限を定めず当分の間、臨時休館等を延長した。(図書館は、サービスの一部を継続)

エ 4月7日に、特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針(以下、「県実施方針」という。)が出されたことから、4月8日に、8月31日まで臨時休館等とした。(図書館は、サービスの一部を継続)

オ 4月10日に、県実施方針が改定され、施設の使用停止及び催物の開催の停止要請が出されたことから、4月12日に、図書館において臨時休館中も実施してきたサービスのうち、窓口で行っている予約図書等の貸出及び返却を5月6日まで休止とした。

カ 5月5日に、県実施方針が改定されたことから、図書館の窓口で行う予約図書等の貸出及び返却の休止を5月31日まで延長した。

キ 5月25日の、国の緊急事態宣言解除を受け、新型コロナウイルス感染症に対する万全な拡大予防対策を講じた上で、以下の(ア)から(ウ)のとおり段階的に再開館することとした。

(ア) 県立図書館及び川崎図書館については、予約貸出及び返却のための窓口サービスを5月27日から先行実施し、6月9日から再開館する。

(イ) 歴史博物館、金沢文庫(一部)、近代美術館(一部)については、6月9日から再開館する。

(ウ) 生命の星・地球博物館については、施設内の燻蒸作業完了の後、7月1日から再開館する。

ク 5月26日に、県立の図書館や博物館で実施する感染拡大予防対策の共通事項をまとめた「新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を各施設に通知した。これを受け、各施設では、ガイドラインに基づき具体的な対策マニュアルを作成した。

3 再開後の動き

(1) 県立学校及び市町村立学校の対応について

ア 6月24日に、県内の新規陽性患者数が減少傾向となっており、6月18日に新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針が改定され、営業時間の短縮や県域を越えた移動の自粛の要請等が解除(ステップ2へ移行)されたこと等を受け、5月22日に示した「ガイドライン(高等学校・中等教育学校)」における県立高校等の段階的な再開の期間等を変更し、「通常登校」の実施時期の前倒しを、以下の(ア)及び(イ)のとおり予定することとし、同日に、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。

(ア) 「分散登校Ⅱ」(6月22日～27日)及び「時差短縮Ⅰ」(6月29日～7月4日)までは、当初の予定の通りとする。

(イ) 「時差短縮Ⅱ」(7月6日～8月29日)の期間中である、7月上旬(6月19日から概ね3週間後)における県内感染状況が現状と同程度である場合は、「時差短縮Ⅱ」の期間を1週間に短縮し、7月13日から「通常登校」に移行する。

県立特別支援学校については、感染すると重症化するリスクが高い児童・生徒等が在籍していることなどから、教育活動の段階的再開については、より一層慎重に進めていくことが必要であるため、「ガイドライン(特別支援学校)」に記載した予定通りとする。

なお、県内の感染状況や国の動向等により、期間等については変更する場合がある。

イ 7月3日に、5月22日に示した「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン(高等学校・中等教育学校)」及び6月24日付け「県立高校等の「通常登校」の実施時期の前倒しの予定について(通知)」を踏まえ、「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン」を、以下の(ア)から(エ)のとおり

策定し、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。

- (ア) 現時点で予定どおり 7 月 13 日から「通常登校」に移行した場合は、感染症対策を講じながら公式大会やコンクール等への参加を含め通常通り部活動を実施する。
- (イ) 各種目の中央競技団体等が作成したガイドライン等に示された練習内容や競技実施上の留意点等も踏まえ、各学校の実情に応じ、日頃の校内練習や大会参加に当たっての必要な感染防止対策を講じる。
- (ウ) 生徒の怪我防止には十分留意するとともに、部活動の再開時期が高温多湿の時期となることから、特に熱中症予防に係る対応について、顧問、生徒共に「神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン」をもとに、万全な対策を講じる。
- (エ) 部活動ごとに活動方針及び活動計画を作成することや生徒の健康状態を把握することなどの「事前の確認事項」、健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させることなどの「活動前後の留意事項」、「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すことなどの「活動時の留意事項」を踏まえ、各学校で部活動を実施する。

ウ 7 月 3 日に、市町村立中学校等で長期間にわたり臨時休業等が実施されていたことを踏まえ、令和 3 年度の神奈川県公立高等学校入学者選抜等における学力検査については、中学校で学習していないことは出題しないという前提に立ち、その出題範囲を以下の(ア)から(オ)のとおりとし、市町村教育委員会等に通知した。

- (ア) 公立高等学校入学者選抜における学力検査では、社会、数学、理科については、学習指導要領に示された全ての学習内容を中学校第 3 学年の 1 月末までに学ぶことは難しいと判断し、次の表の内容（当該各教科の教科書において最後に学習する内容）について、出題範囲から除く。

教科	出題範囲から除く内容(※)
社会	公民的分野で学習する内容のうち、「私たちと国際社会の諸課題」
数学	中学校第3学年で学習する内容のうち、「資料の活用(標本調査)」
理科	第1分野で学習する内容のうち、「科学技術と人間」 第2分野で学習する内容のうち、「自然と人間」

※内容の単元名は「中学校学習指導要領(平成20年3月告示)」の内容に基づく。

- (イ) 国語、外国語(英語)については、3年間を通じて学習すべき内容を繰り返し学ぶという教科の特性があり、学習指導要領上の特定の学習内容を出題範囲から除くことは難しいと判断しているが、漢字及び英単語を学習する順序が各中学校で使用する教科書により異なるため、公平性を担保する観点から、漢字や英単語を問う問題(読み・書き・意味)において、中学校第3学年で新たに学習する漢字及び英単語は、出題範囲から除く。
- (ウ) 学力検査の他、各校の特色に応じて実施する特色検査のうち、学力向上進学重点校等で実施している、記述型の自己表現検査についても、学力検査と同様の内容を出題範囲から除く。
- (エ) 県立中等教育学校入学者決定検査における適正検査では、公立高等学校入学者選抜における学力検査と異なり、各教科で学習した内容を問うのではなく、これからの社会で必要とされる幅広い教養を育成していく上での基礎的な力を測ることから、出題範囲の限定は行わない。
- (オ) 県立中等教育学校入学者決定検査におけるグループ活動(与えられた課題について、自分の意見をまとめた後、グループでの話し合いを行い、集団の中での人間関係構築力の基礎的な力と中等教育学校で学ぼうとする意欲や目的意識をみる検査)については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じて適切に実施することが困難であると判断し、実施しない。
- エ 7月9日に、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議(以下、「県対策本部会議」という。)における県内の感染状況に関する評価を踏まえ、県立高校等については生徒の安全、安心の確保と、生徒の学びの保障をさらに図ることを両立させるため、7月13日から予定していた「通常登校」への移行については、生徒の通学時の感染リ

スクを軽減するため、朝の「時差通学」と組み合わせて実施することとし、同日、以下の(ア)から(ケ)の内容について各県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。

- (ア) 朝の混雑時間帯を避けるため、始業時刻を概ね 30 分程度繰り下げる「時差通学」(授業開始時刻を通常の 8 時 50 分から概ね 9 時 20 分以降とする。)を実施する。
- (イ) 「時差通学」による授業開始時刻は、学校や生徒の状況により各学校長が判断する。
- (ウ) 公共交通機関等の状況から、上記により難しい場合は教育委員会と協議する。
- (エ) 「時差通学」の継続については、原則として概ね 3 週間後の県内の感染状況等により判断する。ただし、その時点で「時差通学」を継続しない場合であっても、学校長の判断により個別に「時差通学」を継続することは可能とする。
- (オ) 授業については、原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- (カ) 部活動については、感染症対策を講じながら、「部活動の再開ガイドライン」(7月3日付けで通知)等に基づき実施する。
- (キ) 学校行事については、感染症対策を講じた上で実施可能とし、今後、実施に当たっての対応等を記載した「ガイドライン」を作成し、各学校に示す予定。
- (ク) 県立特別支援学校については、5月22日付けで示した「ガイドライン(特別支援学校)」に記載した予定通りとする。
- (ケ) 今後も、県内の感染状況等を踏まえ、「時差短縮」や「分散登校」に戻すことを含め、教育活動の段階や期間等について検討し、変更

することがある。

オ 7月17日に、県立高校等の「通常登校」の実施に伴い、各学校行事の留意事項等について、「県立高等学校及び県立中等教育学校における学校行事に関するガイドライン」として取りまとめ、同日、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。

【学校行事の実施に関する基本的な考え方等】

- 学校の教育活動に関する指導計画の見直しにあたっては、行事と授業のバランスを取りながら、各学校や生徒の実情を踏まえて学校行事の実施について判断する。
- 実施にあたっては、感染防止に万全の措置を講ずる。
- 今後の状況の変化に柔軟に対応できるようにする。
- 卒業式、入学式については、時期を改めて、留意点等を学校に示す予定。
- 特別支援学校については、8月31日からを予定している「通常登校」の実施に合わせ、学校行事ガイドラインを示す予定。

カ 7月29日に、県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、8月1日以降の県立高等学校及び県立中等教育学校の教育活動については、概ね30分程度始業時間を繰り下げる「時差通学」を引き続き実施することとした。その後については、8月下旬に県内の感染状況等を踏まえ判断することとしている。

キ 8月26日に、県立学校の8月31日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、また、県立特別支援学校については、より慎重な対応が必要な児童・生徒等が在籍していることを考慮し、「時差通学・短縮授業」を継続することとし、同日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。

なお、これらの措置は、当面（概ね年内）継続する。

(ア) 県立高等学校及び県立中等教育学校について

学校長が、地域の公共交通機関の状況を勘案の上、生徒の登校時

にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、学校における通常の教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定すること。

(イ) 県立特別支援学校について

- 登校時刻については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて設定し直すことも可能とする。
- 下校時刻については、学校長が、学びの保障（学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等）や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続等、各学校の実情を勘案し、概ね午後2時から午後3時30分の間で設定すること。
- 併せて、これまで「通常登校」移行前は原則として実施しないとしていた学校行事や、活動を一部制限していた部活動については、別に示す各ガイドラインに則った実施を可能とする。

ク 11月19日に、「令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る新たな対応について」を取りまとめ、入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組に万全を期すとともに、受検者の受検機会の確保を図るため、

- 公立高等学校入学者選抜（共通選抜）における志願手続の郵送対応について
 - 公立高等学校入学者選抜における検査時の対応について
 - 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の対応について
 - 新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者を対象とした「追加の二次募集」について
 - 県立中等教育学校入学者決定検査について
- などの対応をすることとした。

ケ 11月20日に、県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、県立学校の令和3年1月1日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、引き続き、朝の「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、また、県立特別支援学校についても、これまでどおり「時差通学・短縮授業」を継続することとし、同日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育

委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。

なお、これらの措置は、当面（概ね年度内）継続する。

(ア) 県立高等学校及び県立中等教育学校について

学校長が、地域の公共交通機関の状況を改めて勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、通常の学校における教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定すること。

(イ) 県立特別支援学校について

- 登校時刻については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて登校時刻を検討・設定することを可能とする。
- 下校時刻については、学校長が、学びの保障（学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等）や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続等、各学校の実情を勘案し、概ね午後2時から午後3時30分の間で設定すること。

コ 11月27日に、県対策本部会議において、県内の新型コロナウイルスの感染レベルが、ステージⅢ（感染急増）目前である危機感を共有するため「ステージⅢ警戒宣言」が知事から発せられた。これを受け、同日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染防止策を改めて徹底するよう通知した。

(ア) 各学校においては、飛沫が飛び交うことによる感染リスクの低減を図るため、授業や特別活動、部活動における、マスクの着用や適切な身体的距離の確保や換気といった感染防止策を改めて徹底すること。

(イ) 5月22日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン」等に示された「基礎疾患があるなど重症化するおそれがある児童・生徒等」、「感染の可能性についての保護者の申し出に合理的な理由があると判断する場合」の出欠席の取扱いについては、「校長

が出席しなくてもよいと認めた日」とするとともに、ICTを活用するなど当該児童・生徒等の学びの保障に取り組むこと。

サ 12月3日に、県対策本部会議において、知事メッセージとして、国が感染拡大防止に向けた集中期間としている同月17日までの間、特措法第24条9項に基づき、事業者及び県民への感染拡大防止に向けた要請がなされた。これを受け、同日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止に向けた指導の徹底について通知した。

各学校においては、引き続き、児童・生徒等に対し、

(ア) 基本的な感染防止対策を心がけ、日常生活のあらゆる場面で用心を徹底すること。

(イ) 12月3日から17日までの間は、人との接触機会を減らすため、外出は控えめにすること。

なお、このことにより、部活動等、学校の教育活動に位置付けられた活動を制限するものではない。

シ 12月11日に、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から12月3日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。

○ 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

今回の文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」では、これまで、感染者が判明した時点で、「濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部又は一部の臨時休業を実施」としていた対応を見直し、「臨時休業を直ちに行うのではなく、設置者において、保健所と相談の上、臨時休業の要否を判断すること」とされている。

県教育委員会のこれまでの対応は、改訂前の国の対応と同様としており、県内の感染状況を踏まえ、当面の間、この対応を維持する。

○ マスク等の着用について

学校教育活動においては、児童・生徒等及び教職員は、十分な身体的距離（概ね1～2メートル）が確保できる場合や体育の授業においては、着用の必要はない。ただし、十分な身体的距離（概ね1～2メートル）が確保できない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること。

○ 教室等の換気の徹底について

冬季は、冷気が入り込むため自然換気を実施しづらい時期であるが、空気の乾燥で飛沫が飛びやすくなること、季節性インフルエンザ流行が懸念される時期でもあることから、徹底して換気に取り組むこと。その際に、健康被害が生じないよう、児童生徒等に温かい服装を心がけるよう指導し、学校内（授業中含む）の保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

などの対応をすることとした。

ス 12月15日に、県対策本部会議において、知事メッセージとして、医療現場の厳しい状況に鑑み、年末年始に必要な医療を受けられなくなることが現実となる危機感を持ち、コロナを自分事として受け止め、行動変容を強く促すため、改めて特措法第24条9項に基づき、事業者及び県民への感染拡大防止に向けた要請がなされた。これを受け、同日、以下のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止に向けた指導の徹底について通知した。

○ 各学校においては、引き続き、児童・生徒等に対し、基本的な感染防止対策を、日常生活のあらゆる場面で徹底し、特に、「飛沫に徹底用心」を強く意識することなどについて、改めて緊張感を持って対応するよう指導すること。

セ 12月25日に、現時点の感染状況を踏まえ、県立学校の令和3年1月1日以降の教育活動の実施に当たっては、当面、感染が拡大してい

る期間については、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続することとし、同日、以下の(ア)から(ウ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに教育活動の実施に係る留意事項を参考に適切に扱うように通知した。

- (ア) 現在の感染状況に応じた授業及び部活動の実施にあたっては留意事項に基づき適切に取り扱う。
- (イ) 出欠席の取扱いと学びの継続について、柔軟に取り扱う。
- (ウ) 教職員一人ひとりが「教職員の感染防止対策」を踏まえた感染防止対策を徹底する。

ソ 1月5日に、1月4日に開催された県対策本部会議における知事メッセージを踏まえ、緊急事態宣言の発令も見込まれる中、改めて12月25日付け通知で示した感染防止対策を徹底するよう県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、12月25日付け通知で示した感染防止対策を参考に、適切に取り組むよう通知した。

タ 1月7日に、特措法に基づく国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県教育委員会としての対応を以下のとおりとし、同日に「国における緊急事態宣言に伴う県立高等学校等における教育活動について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

【緊急事態宣言期間中の教育活動に係る基本的な対応】

- 本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。
- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

<高校、中等教育学校>

- 朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、学校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。
- 今後、感染状況により、必要に応じて分散登校（オンラインを併用するとともに、土曜日を活用し週三日登校を基本）に移行できるように学校長は、カリキュラム等の検討を進める。

<特別支援学校>

- 時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で学校長が登下校時刻を設定する。

- 学習活動について
 - ・ 感染防止対策を講じても、なお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わないようにする。
- 部活動について
 - ・ 校内における活動を原則とし（平日の放課後のみ90分程度、週3回を上限）かつ感染リスクの高い活動は中止する。
 - ・ 大会等への参加については、原則不可とし、全国大会、関東大会については、今後、開催の有無を確認しながら別途、学校長は県教育委員会と協議する。
- 修学旅行等について
 - ・ 延期または中止する。
- 入学者選抜について
 - ・ 感染防止対策を講じて、予定通り実施する。

チ 1月14日に、現在の感染状況を踏まえ、令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜における新たな感染拡大防止の取組を以下のとおり行うこととした。

- 令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜におけるWebサイトによる合格発表。
- 中学3年生及びその保護者に確実な周知を図るため、令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜において前年度から変更する点を取りまとめたリーフレットを作成し、県内国公立中学校の3年生全員に配付。

ツ 1月27日に、時期を改めて留意点等を示す予定としていた県立学校における今春の卒業式・入学式の実施上の留意事項等を以下のとおり整理し、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域における感染状況等に応じて適切に対応するよう通知した。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、日々変化していることから、今後の県内の感染状況等を慎重に見極めた上で留意事項を変更する場合がある。

○ 卒業式・入学式は、学校行事の中でも新しい生活への節目となる最も大切な行事であることから、感染症対策に万全を期して実施することとする。その際、学習指導要領の特別活動（学校行事）に示された目標や内容を踏まえること。

○ 実施に当たっては、次のように対応すること。

- ・ 式場の換気、参列者のマスク着用、アルコール消毒等を徹底すること。
- ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。
- ・ 式への参列者は、卒業生又は入学生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、卒業生又は入学生の保護者の参列も可とする。また、来賓は招待しないこと。

保護者が参列する場合は、高等学校及び中等教育学校においては、生徒一人につき保護者1名までに限定すること。特別支援学校については、各校の実情に応じる。

- ・ 式の内容の精選などの工夫により、時間短縮を行うこと。
- ・ 国歌斉唱、校歌斉唱等については、式次第に位置付けること。ただし、飛沫の飛散防止の観点から、歌唱は控えること。（国歌、校歌、その他の歌は同じ扱いとすること。）

テ 2月2日に、国の緊急事態宣言が3月7日まで延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県教育委員会として令和3年1月7日付け通知の内容により引き続き対応することとし、また、卒業式の実施に当たっては、令和3年1月27日付け通知の内容により対応するよう、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

ト 3月5日に、国の緊急事態宣言が3月21日まで再延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県教育委員会として令和3年2月2日付け通知の内容により引き続き対応することとし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

ナ 3月18日に、国の緊急事態宣言が3月21日をもって解除されることに伴い、県立学校では、段階的緩和期間中の感染状況を踏まえ、感染防止対策を徹底しながら段階を追って以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

<高校、中等教育学校>

- 緊急事態宣言中の時差通学・短縮授業のうち短縮授業は行わず、当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 緊急事態宣言中の時差通学及び短縮授業を、当面の間引き続き徹底する。

【県立学校における児童・生徒への対応】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

(イ) 学習活動について

- 段階的緩和期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

(ウ) 入学式について（令和3年1月27日付け通知のとおり）

- 感染防止対策を講じて実施する。

- 実施にあたっては、次のように対応する。
 - ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとる。(左右は 60cm 程度、前後は 1m 程度の間隔を確保)
 - ・ 式への参列者は、新入生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、新入生の保護者の参列も可とする。(高等学校及び中等教育学校は、生徒一人につき保護者 1 名まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。)
- (エ) 部活動について
 - 段階的緩和期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
 - 段階的緩和期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
 - その後は、段階的緩和期間中の感染状況を踏まえ、感染症対策を講じながら「部活動再開のガイドライン」に基づき実施する。
- (オ) 修学旅行等について
 - 修学旅行等の実施については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含め慎重に判断する。
- (カ) 入学者選抜について
 - 感染防止対策を徹底し、引き続き予定通り実施する。

ニ 3月24日に、緊急事態宣言解除後の段階的緩和期間及び4月1日からのリバウンド防止期間中の感染状況を踏まえ、感染防止対策を徹底しながら、以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

<高校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

【県立学校における児童・生徒への対応】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

(イ) 学習活動について

- 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

(ウ) 入学式について（令和3年1月27日付け通知のとおり）

- 感染防止対策を講じて実施する。
- 実施にあたっては、次のように対応する。
 - ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとる。（左右は60cm程度、前後は1m程度の間隔を確保）
 - ・ 式への参列者は、新入生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、新入生の保護者の参列も可とする。（高等学校及び中等教育学校は、生徒一人につき保護者1名まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。）

(エ) 部活動について

- 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- その後は、段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中の感染状況を踏まえ、感染症対策を講じながら「部活動再開のガイドライン」に基づき実施する。

(オ) 修学旅行等について

- 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、修学旅行等の実

施については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含め慎重に判断する。

(カ) 入学者選抜について

- 感染防止対策を徹底し、引き続き予定通り実施する。

又 4月16日に、まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあること等を踏まえ、児童・生徒の安全安心を確保するため、感染防止対策をより一層徹底しながら、以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

<高校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

【県立学校における児童・生徒への対応】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

(イ) 学習活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

(ウ) 部活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

(エ) 修学旅行等について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

ネ 4月22日に、日常の学習を継続するため、オンライン授業の試行を実施し、課題の把握と改善の検討等を行い、非常時においても学習を止めないための準備を進めるよう、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。

ノ 4月23日に、まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあることを踏まえ、各学校において、基本的な感染防止対策に係る取組状況を改めて確認し、必要な物品等がある場合は速やかに購入する、指導を強化し徹底するなど、感染防止対策の取組のより一層の徹底を図るよう、県立学校に通知した。

ハ 5月7日に、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から4月28日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。

参考3及び参考4参照。

ヒ 5月8日に、まん延防止等重点措置の期間が5月31日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策をより一層強化・徹底しながら、以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

<高校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

【具体的な対応等】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

(イ) 感染防止対策の徹底について

- 県内において、感染力が強いといわれている変異株の割合が上昇していることを踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本的な感染防止対策を強化し徹底する。
 - ・ 登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施する。常時換気を基本とした換気を実施し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図る。
 - ・ 食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにするとともに、身体的距離を確保し、食事中の会話や飲食物の共有

は行わない。また、食事後は速やかにマスクを着用する。

- ・特にグループ等でのカラオケや食事等の感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控える。

(ウ) 学習活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

(エ) 部活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

(オ) 修学旅行等について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

(2) 県立社会教育施設の対応について

ア 1月7日に、特措法に基づく緊急事態措置に係る県実施方針が出されたことから、1月12日から2月7日まで博物館及び美術館については臨時休館することとした。図書館については、生徒・学生等に対する居場所の確保と学びの保障の観点から、感染防止対策に万全を期して引き続き開館し、開館時間を最大19時までとした。また、イベントや講座等についても、募集も含め延期または中止とする。

イ 2月2日に、国の緊急事態宣言が3月7日まで延長されたことに伴い、県実施方針が改定されたことから2月7日までとしていた県立社会教育施設の対応を、引き続き3月7日まで延長することとした。

ウ 3月5日に、国の緊急事態宣言が3月21日まで再延長されたことに伴い、県実施方針が改定されたことから3月7日までとっていた県立社会教育施設の対応を、引き続き3月21日まで延長することとした。

エ 3月18日に、国の緊急事態宣言が3月21日をもって解除されることになったことから、以下の通り対応することとした。

○ 博物館・美術館については、段階的緩和期間中は、事前予約された方に限り入館を可能とする。

○ 図書館は、閉館時間を最長20時までとして、引き続き開館する。

県立図書館の閉館時間は変更なし(19時)

川崎図書館の閉館時間を19時⇒19時30分

県立図書館横浜西口カウンターの開館時間を13時～19時

⇒14時～20時

○ 博物館・美術館、図書館における講座等については、事前予約制により実施する。

※ 県立図書館及び川崎図書館は、3月24日(水)～4月8日(木)までの間は、システム更新作業のため貸出は中止

オ 3月24日に、4月1日からのリバウンド防止期間中は、段階的緩和期間中と同様の対応を継続して行うこととした。

カ 4月16日に、まん延防止等重点措置の実施期間中の対応として、以下の通り対応することとした。

○ 博物館・美術館は、事前予約された方に限り入館を可能とする。

○ 図書館は、閉館時間を19時までとして、開館する。

※ 県立図書館横浜西口カウンターの開館時間を13時～19時

○ 博物館・美術館、図書館における講座等については、事前予約制により実施する。

キ 5月8日に、まん延防止等重点措置の期間が5月31日まで延長されたことを受け、引き続き同様の対応を継続して行うこととした。

4 今後の対応

引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応していく。特に変異株の感染者が増加傾向にあること等を踏まえ、県立学校においては、感染防止対策をより一層徹底し、児童・生徒等の安全、安心の確保と、学びの保障を両立させる取組みを継続して実施していく。

また、社会教育施設については、利用者の安全、安心を確保するため、万全な感染防止対策を徹底し運営していく。

県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況

県教育委員会把握分（令和3年5月6日現在）

1 県立学校（高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

(1) 児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	高等学校・中等教育学校	1	1
	特別支援学校	0	0
	小 計	1人	1校
令和2年6月から 令和3年5月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	533	130
	特別支援学校	26	12
	小 計	559人	142校
合 計		560人	143校

〔参考〕	
県立学校児童・生徒数	県立学校数
128,424人	169校

(2) 教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	高等学校・中等教育学校	1	1
	特別支援学校	1	1
	小 計	2人	2校
令和2年6月から 令和3年5月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	74	46
	特別支援学校	17	11
	小 計	91人	57校
合 計		93人	59校

〔参考〕	
県立学校教員数 (本務者)	県立学校数
11,401人	169校

(3) 臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
令和2年6月から 令和3年5月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	35
	特別支援学校	7
合 計		42校

※県立学校児童・生徒数及び県立学校教員数(本務者)は、令和2年5月1日現在「令和2年度学校基本統計（学校基本調査報告書）」より

(4) 月別感染者数
 <児童、生徒>

<教職員>

年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和2年 3月	高等学校・中等教育学校	0	0	0	0
	特別支援学校	0			
令和2年 4月	高等学校・中等教育学校	0	0	1	1
	特別支援学校	0			
令和2年 5月	高等学校・中等教育学校	1	1	0	1
	特別支援学校	0			
小計	高等学校・中等教育学校	1人	1人	1人	2人
	特別支援学校	0人			
令和2年 6月	高等学校・中等教育学校	0	1	0	0
	特別支援学校	1			
令和2年 7月	高等学校・中等教育学校	6	6	0	2
	特別支援学校	0			
令和2年 8月	高等学校・中等教育学校	27	29	2	3
	特別支援学校	2			
令和2年 9月	高等学校・中等教育学校	13	18	4	4
	特別支援学校	5			
令和2年 10月	高等学校・中等教育学校	7	7	0	1
	特別支援学校	0			
令和2年 11月	高等学校・中等教育学校	20	25	3	5
	特別支援学校	5			
令和2年 12月	高等学校・中等教育学校	77	81	8	10
	特別支援学校	4			
令和3年 1月	高等学校・中等教育学校	245	251	21	23
	特別支援学校	6			
令和3年 2月	高等学校・中等教育学校	39	40	6	10
	特別支援学校	1			
令和3年 3月	高等学校・中等教育学校	30	31	13	14
	特別支援学校	1			
小計	高等学校・中等教育学校	464人	489人	57人	72人
	特別支援学校	25人			
令和3年 4月	高等学校・中等教育学校	62	63	15	16
	特別支援学校	1			
令和3年 5月	高等学校・中等教育学校	7	7	2	3
	特別支援学校	0			
小計	高等学校・中等教育学校	69人	70人	17人	19人
	特別支援学校	1人			
合計	高等学校・中等教育学校	534人	560人	75人	93人
	特別支援学校	26人			

(5) 県立学校児童・生徒の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和3年5月まで）

高等学校・中等教育学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	71%	家庭内感染	45%
※うち重症者は0人		学校内感染	9%
		家庭・学校以外の活動・交流等	5%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	42%

特別支援学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	46%	家庭内感染	46%
※うち重症者は0人		学校内感染	12%
		家庭・学校以外の活動・交流等	31%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	12%

(6) 県立学校教職員の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和3年5月まで）

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	85%	家庭内感染	16%
※うち重症者は0人		学校内感染	3%
		家庭・学校以外の活動・交流等	6%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	75%

2 市町村立（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

（1）児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	高等学校	0	0
	中学校	5	4
	小学校	12	11
	特別支援学校	1	1
	小 計	18人	16校
令和2年6月から 令和3年5月まで (学校再開後)	高等学校	79	15
	中学校	617	264
	小学校	1,024	477
	特別支援学校	17	6
	小 計	1,737人	762校
合 計	1,755人	778校	

〔参考〕	
市町村立学校児童・生徒数	市町村立学校数
659,165人	1,298校

（2）教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	高等学校	0	0
	中学校	1	1
	小学校	2	2
	特別支援学校	0	0
	小 計	3人	3校
令和2年6月から 令和3年5月まで (学校再開後)	高等学校	17	13
	中学校	59	46
	小学校	164	131
	特別支援学校	13	7
	小 計	253人	197校
合 計	256人	200校	

〔参考〕	
市町村立学校教員数（本務者）	市町村立学校数
41,347人	1,298校

（3）臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
令和2年6月から 令和3年5月まで (学校再開後)	高等学校	8
	中学校	59
	小学校	85
	特別支援学校	5
	合 計	157校

※市町村立学校児童・生徒数及び市町村立学校教員数(本務者)は、令和2年5月1日現在「令和2年度学校基本統計(学校基本調査報告書)」より

(4) 月別感染者数
 <児童、生徒>

<教職員>

年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和2年 3月	高等学校	0	1	0	0
	中学校	0			
	小学校	1			
	特別支援学校	0			
令和2年 4月	高等学校	0	13	0	3
	中学校	3			
	小学校	9			
	特別支援学校	1			
令和2年 5月	高等学校	0	4	0	0
	中学校	2			
	小学校	2			
	特別支援学校	0			
小計	高等学校	0人	18人	0人	3人
	中学校	5人			
	小学校	12人			
	特別支援学校	1人			
令和2年 6月	高等学校	0	3	0	0
	中学校	1			
	小学校	2			
	特別支援学校	0			
令和2年 7月	高等学校	0	11	0	8
	中学校	2			
	小学校	9			
	特別支援学校	0			
令和2年 8月	高等学校	2	80	0	13
	中学校	17			
	小学校	61			
	特別支援学校	0			
令和2年 9月	高等学校	0	60	1	5
	中学校	20			
	小学校	40			
	特別支援学校	0			
令和2年 10月	高等学校	1	83	0	5
	中学校	28			
	小学校	54			
	特別支援学校	0			
令和2年 11月	高等学校	8	101	4	19
	中学校	39			
	小学校	52			
	特別支援学校	2			
令和2年 12月	高等学校	17	324	2	44
	中学校	150			
	小学校	155			
	特別支援学校	2			
令和3年 1月	高等学校	31	704	5	107
	中学校	251			
	小学校	415			
	特別支援学校	7			
令和3年 2月	高等学校	3	121	0	15
	中学校	36			
	小学校	80			
	特別支援学校	2			
令和3年 3月	高等学校	2	83	0	14
	中学校	22			
	小学校	58			
	特別支援学校	1			
小計	高等学校	64人	1,570人	12人	230人
	中学校	566人			
	小学校	926人			
	特別支援学校	14人			
令和3年 4月	高等学校	7	151	3	21
	中学校	44			
	小学校	97			
	特別支援学校	3			
令和3年 5月	高等学校	8	16	2	2
	中学校	7			
	小学校	1			
	特別支援学校	0			
小計	高等学校	15人	167人	5人	23人
	中学校	51人			
	小学校	98人			
	特別支援学校	3人			
合計	高等学校	79人	1,755人	17人	256人
	中学校	622人			
	小学校	1,036人			
	特別支援学校	18人			

(5) 市町村立学校児童・生徒の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和3年5月まで）

高等学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	71%	家庭内感染	29%
※うち重症者は0人		学校内感染	18%
		家庭・学校以外の活動・交流等	1%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	52%

中学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	56%	家庭内感染	64%
※うち重症者は0人		学校内感染	5%
		家庭・学校以外の活動・交流等	6%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	25%

小学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	36%	家庭内感染	82%
※うち重症者は0人		学校内感染	3%
		家庭・学校以外の活動・交流等	6%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	9%

特別支援学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	47%	家庭内感染	35%
※うち重症者は0人		学校内感染	12%
		家庭・学校以外の活動・交流等	35%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	18%

(6) 市町村立学校教職員の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和3年5月まで）

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	75%	家庭内感染	20%
※うち重症者は3人		学校内感染	3%
		家庭・学校以外の活動・交流等	10%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	67%

県立高等学校・県立中等教育学校の授業開始時刻の状況

＜県立高等学校 137 校（全日制 135 校・昼間定時制 2 校）、県立中等教育学校 2 校＞

（通信制である、横浜修悠館高校を除く。）

授業開始時刻（令和 3 年 5 月 6 日現在）

授業開始時刻	学校数
8:40	3
8:45	1
8:50	16
8:55	4
9:00	35
9:05	14
9:10	28
9:15	9
9:20	25
9:25	2
9:30	2
計	139

※ 通常の授業開始時刻は、概ね 8:50 である。
（一部の県立高等学校を除く。）

県立特別支援学校高等部の登校時刻の状況

＜県立特別支援学校 29 校＞

登校時刻（令和 3 年 5 月 6 日現在）

登校時刻	学校数
8:45	2
8:50	5
8:55	2
9:00	7
9:05	1
9:10	1
9:20	1
9:30	9
9:45	1
計	29

※ 「通常登校」時の登校時刻は、概ね 8:30～9:00 である。

※ 表は、平塚盲学校、平塚ろう学校、横浜南養護学校以外は、公共交通機関を利用することの多い高等部知的障害教育部門の登校時刻である。

※ スクールバスの運行については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認した上で運行している。

県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン

県立高等学校及び県立中等教育学校の教育活動再開後における保健管理等の扱いについては、令和2年5月22日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（高等学校・中等教育学校）」、同年8月28日付け「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」及び、同年12月11日付け「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）により示したところですが、この度、令和3年4月28日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえ、「ガイドライン」を改めました。

今後は、各学校において、この「ガイドライン」に基づいた感染症対策に関する取組を強化し、生徒への指導の徹底を図るようお願いします。

また、令和3年4月23日付け保体第1217号教育監通知「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組の強化・徹底について」で既に通知した趣旨についても、改めて「ガイドライン」に記載しましたので、取扱いを確認の上、適切に対応するようお願いします。

なお、今後、県内の感染状況等により、「ガイドライン」の内容については、変更する場合があります。その際は、改めて通知します。

1 保健管理等についての改訂の基本的な考え方

- ア 各学校での感染拡大防止のための感染症対策に関する取組を強化すること。
- イ 毎日の健康観察（検温含む）及び発熱等の症状のある者の自宅休養について改めて徹底すること。
- ウ 同居の家族が陽性となり、生徒が濃厚接触者に特定された場合、症状がなくても出席停止となることを周知徹底すること。
- エ 登下校も含めた、マスクの適切な着用について指導徹底すること。
- オ 教室等における常時換気を基本とした換気の実施（室内の状況に応じ、換気効果を高めるため換気扇、サーキュレーター等を活用）をすること。
- カ 教室、職員室等において身体的距離の確保をおこなうこと。
- キ 教室等の共有部分については、消毒用エタノール又は次亜塩素酸ナトリウム消毒液による消毒を行うことを基本とすること。また、流水と石けんで手洗いができない環

境では、アルコールを含んだ手指消毒液で手指の消毒を行うこと。

(※文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル〔2021.4.28 Ver.6〕」の34ページに記載の「児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能です。」については県立学校においては適用しないことに留意)

ク 変異株への対策については、従来株と同様に、ガイドラインに示す感染症対策を徹底すること。

ケ 食事場面においては、感染を防ぐ指導を徹底すること。

コ 外食における感染症対策について指導すること。

サ 教育活動外においても、感染リスクの高い行動は自粛するよう指導すること。

シ LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート(行政)」や接触確認アプリ「COCOA」等の活用について促すこと。

2 学校の教育活動実施に当たっての保健管理について

【感染症対策】

(1) 感染症対策

ア 登校時における感染症対策

(ア) 登校前の対応について

○生徒には、登校前に検温及び健康観察を行わせ、健康観察票(一部改訂R02.8.20、ICTを用いることも可)に記載させ、毎回学校に持参させるよう指導を徹底すること。健康観察票は、過去16日間(健康観察票1枚表裏)以上のものを保存させること。

○発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合は、学校に連絡した上で、症状がなくなるまで自宅で休養させる。(「(2)出席停止等の扱い」項目参照)

(イ) 登校時に検温、健康観察をしていない生徒への対応について

○生徒が持参した健康観察票を教室等で確認する際、登校前に体温や健康状態を確認できなかった生徒については、速やかに検温及び健康観察等を行うこと。

○学校で検温及び健康観察を行う際は、3つの密(換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声)を避けられる環境を用意すること。なお、登校時に健康状態を確認できなかった生徒が多数いる場合には、養護教諭や担任だけでなく、全教職員で連携して対応できるような体制を整備しておくこと。

○学校での検温は、県教育委員会が予算措置した非接触型体温計を使用すること

が望ましい。

(ウ) 発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある生徒が登校した場合の対応について

- 当該生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導を徹底すること。その場合、出欠席の扱いは「出席停止」とすること。（「(2)出席停止等の扱い」項目参照）
- 医療機関への受診を勧め、経過について学校に継続的に連絡させること。
- 安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまるケースが想定されるが、その場合には、他の者との接触を避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮を行うこと。

(エ) 同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合の対応について

- 「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまるため、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となることを周知徹底すること。（「(2)出席停止等の扱い」項目参照）
- 新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまるため、保護者の申し出により出席停止（自宅待機）とすること。

イ 登校後の感染症対策

(ア) 基本的な感染症対策の指導

- 学校での登校時、昼食（給食）の前後、外から教室に入る時、トイレの後、清掃の後、咳、くしゃみ、鼻をかんだ時といった機会でのこまめな手洗いを徹底させること。（注意喚起のためのはり紙を掲出する等の工夫をすること。）
- 基本的には、流水と石けんで手洗いをを行うが、流水で手洗いができない場合には、アルコールを含んだ手指消毒液を使用する。なお、石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗わせるなどの配慮を行うこと。
- その他、新型コロナウイルスに関する正しい知識や、これらの感染症対策について、発達段階に応じた指導を行い、生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう指導すること。

(イ) マスク、ハンカチやタオル等の衛生用品の対応

- 毎日、清潔なマスク、手をふくハンカチやタオル等を持参させ、共用しないように指導すること。（布マスクに関しては洗濯方法について、家庭科の授業で取り扱ったり、保健指導等で周知したりする等の工夫を行う。）
- 国から送付された布マスクで不足する場合等は、引き続き家庭等で作成された手作りマスク等を活用すること。（各学校において家庭科等で手作りマスクを作

成するなど工夫する。) また、県教育委員会が配付した緊急時のマスクも必要な時は活用する。

- マスクについて、学校教育活動においては、生徒及び教職員は、十分な身体的距離(概ね1~2メートル)が確保できる場合や体育の授業においては、着用の必要はない。ただし、十分な身体的距離(概ね1~2メートル)が確保できない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、登下校中も含め校内でのマスクの着用を徹底すること。また、着用するマスクは、医療用や産業用マスクではなく、通気性のよい家庭用マスクを着用させること。(文部科学省 事務連絡学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について〔令和2年5月21日〕参照)

※フェイスシールド、マウスシールドは、マスクに比べて飛沫を防止する効果が弱いため、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の中の動きを見せたりすることが必要な場合等で、これらをマスクの着用をせずに使用する場合は、身体的距離(概ね1~2メートル)を確保すること。

(ウ)免疫力を高め、感染リスクを低減させる日常的な指導

- 十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事について指導すること。
- 清掃により清潔な空間を保ち、手洗いを徹底することを指導すること。

(エ)教室等の換気の徹底

- 冷暖房器具を使用する場合も、気候上可能な限り、窓を開けた換気を行うこと。換気扇等の換気設備だけでは人数に必要な換気能力には足りず、窓を開けた換気との併用が必要な場合が多いことに留意すること。換気の程度や室温等については、天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて適切な換気方法を学校薬剤師と相談し、生徒の服装についても配慮すること。
- 冬季は、冷気が入り込むため自然換気を実施しづらい時期であるが、空気の乾燥で飛沫が飛びやすくなること、季節性インフルエンザ流行が懸念される時期でもあることから、徹底して換気に取り組むこと。その際に、健康被害が生じないように、生徒に温かい服装を心がけるよう指導し、学校内(授業中含む)の保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

※気候上可能な限り、窓を開けた常時換気を基本とした換気を実施すること。窓は、二方向のそれぞれ1つ以上の窓(対角線上の窓を開けると換気がスムーズに行われる。)を幅10~20cm開けておく。上の小窓や廊下側の欄干を全開にする工夫や、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を経由して少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること(二段階換気)も検討すること。教室だけでなく、廊下の換気にも配慮すること。室内の状況に応じ、換気効果を高めるため換気扇、サーキュレーター等を活用すること。

※常時換気が困難な場合は、こまめに(30分に一回以上、少なくとも休み時間ごと)数分間程度、窓を全開にすること。ただし、換気を行う間隔や換気時

間は、室内の大きさや人数によって異なるため、学校薬剤師に相談すること。
※窓のない部屋は十分に換気をすることが難しいことがあるため、常時、入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分な換気に努めること。また、使用時は、人の密度が高くないように配慮すること。

※冬季に空気が乾燥している場合の適度な加湿は、ウイルス飛散防止の一助となるが、マスクを着用している場面が多いことなどに鑑み、無理のない範囲で取り組むこと。

- 体育館のような広く天井の高い部屋でも、人の密度が高い状態の場合は、二方向の窓を開けることにより、換気を行うようにすること。換気は感染防止の観点から重要であり、人の密度が低い状態でも換気に努めるようにする。

(オ) 座席の配置等の対応

- 教室、職員室等においては、必要に応じて部屋の分散をする等、身体的距離（概ね1～2メートル）を確保すること。向かい合わせを避け、飛沫のかからないような十分な距離（多くの生徒が手の届く距離に集まらない状態）を保つよう指導すること。
- 座席の配置の工夫としては、生徒の席の間に距離を確保し（できる限り1～2メートル）、対面とならないような形とすること。
- 施設の状況や感染リスクの低減の面から、頻繁な換気と座席の工夫を組み合わせるなど、状況に応じて柔軟に対応すること。
- 座席については、感染者が出た際に迅速に濃厚接触者等を特定できるよう、授業ごとに記録しておくこと。

(カ) 共用部分等の消毒対応

- 教職員等は共有部分（トイレなど）、生徒等が利用する場所のうち、特に多くの生徒や教職員が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清拭消毒を行うこと。

※プラスチックや金属の表面では、ウイルスが数日間生存できるとされているので、注意すること。（厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A」）

- 教室、廊下（ドアノブ、スイッチ等）については、教職員の指導のもと、生徒も清掃活動の一環として消毒作業を行うことを可とする。ただし、生徒が消毒作業を行う場合は、消毒用エタノールを使用することを基本とする。清掃・消毒作業後は、流水と石けんによる手洗いを徹底させること。

- 教職員が使用する消毒液については、消毒用エタノール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用することを基本とする。

※次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用する場合は、手袋を使用するとともに、拭いた場所がさびるおそれがあるので、消毒後に水拭きを行うこと。また、生徒には扱わせないこと。

- 人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用しないこと。
- 消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム消毒液以外の新型コロナウイルスに対して消毒効果のある製品については、次のウェブページを参照し、適正な使用

方法に十分に留意し、各学校で活用の判断を行うこと。

※新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

○教材、教具等、生徒間の共用を避けることが難しいものについては、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをするように指導すること。

ウ 保健室における感染症対策

(ア) 換気の徹底

○「イ 登校後の感染症対策 (エ) 教室等の換気の徹底」と同じ扱いとする。

(イ) 来室した生徒への対応等

○向かい合わせを避け、十分な距離（概ね1～2メートル）を保ち、3つの密にならない環境を設定すること。具体的な例として次のような工夫を行うこと。

- ・部屋のレイアウト変更。
- ・生徒等が一度に複数来室した際の対応として、順番待ちのための床へのマーキングや椅子の設置等。
- ・入室人数の制限。
- ・健康相談の予約制、時間制限等による来室人数の調整。

○養護教諭や教職員が来室する生徒に対応する際は、常にマスクを着用し、必要に応じてゴーグル、使い捨て手袋、フェイスシールド等を装着し、飛沫感染防止を行うこと。

○養護教諭や教職員は、生徒に対応するごとに手洗い又はアルコール消毒、うがいを行うこと。

○ゴミは、個々に密閉し、袋を2重にして捨てること。

○生徒の発熱等の風邪症状を確認した場合は、安全に帰宅させる。安全に帰宅するまでの間、学校に留まる場合は、他の者との接触を避けられるよう、別室で待機させること。なお、対応は限られた者が行うようにすること。

(ウ) 部屋の消毒等

○養護教諭等はドアノブ等の共用部分については、休み時間終了後ごと等こまめに消毒液等を使用して清拭消毒を行うこと。その他は、「イ 登校後の感染症対策 (カ) 共用部分等の消毒対応」と同じ扱いとする。

エ 変異株の特徴と感染症対策

(ア) 変異株の特徴等

○従来株よりも感染しやすい可能性のある変異株については、厚生労働省の資料によれば、「英国の専門家会議の見解によると、従来よりも感染しやすい、重症化しやすい可能性のある変異株は、子どもが大人よりも感染しやすいということではなく、どの年齢であっても感染しやすい可能性がある」とされており、大人

と比較して特に子供が感染しやすいという証拠は現時点で得られていません。

また、日本小児科学会の関係委員会の見解によれば、変異株が子供により重い症状を引き起こす可能性を示す証拠もこれまでに得られていません。

さらに、厚生労働省に置かれた専門家のアドバイザリーボードでは、「現段階では、15歳未満で明らかな感染拡大の傾向は見られない」と評価・分析されています。

一方で、子供への罹患率が低いとされていた従来株と比較すると、変異株の子供への感染力は強い可能性があるため、今後のウイルスの変異の動き、感染の広がりやすさや重症化率など、児童生徒等への影響については引き続き注視していく必要があります。

(イ) 変異株の感染症対策

○国立感染症研究所によれば、変異株への対策としては、従来株と同様に、「3つの密」（特にリスクが高まる5つの場面※）の回避、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染症対策が推奨されていることから、変異株への対策については、従来株と同様に本ガイドラインに示している感染症対策を徹底すること。

【※ 特にリスクが高まる5つの場面】

場面1：飲酒を伴う懇親会等

場面2：大人数や長時間におよぶ飲食

場面3：マスクなしでの会話

場面4：狭い空間での共同生活

場面5：居場所の切り替わり

(2) 出席停止等の扱い

	出欠席の取扱い	健康観察上の留意点
罹患した生徒	感染者は治癒するまで「出席停止」。(学校保健安全法第19条) ※学校の臨時休業の日数について、保健所からの要請や、学校医等と相談の上、決定する。	保健所の指示に基づき、濃厚接触者を把握するとともに、体調不良の生徒がいないか確認する。臨時休業の判断を保健体育課に連絡する。
濃厚接触者	保健所の指示に基づき指定された期間「出席停止」 (感染者と最後に濃厚接触した日から2週間程度)	保健所の指示に基づき、健康観察票等を活用し、健康観察を行う。
症状があり罹患の疑いがある場合	「出席停止」 (学校保健安全法第19条) ※	その間は健康観察票等を活用し、健康観察を行う。
症状はないが罹患の疑いがある場合	保護者の申し出により、学校医等と相談の上、「出席停止」	健康観察記録等により、基礎疾患がある生徒については、健康観察を徹底し体調変化に留意する。
基礎疾患があるなど重症化するおそれがある生徒	主治医や学校医に相談の上、保護者からの申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」	
感染の可能性についての保護者の申し出に合理的な理由があると判断する場合	保護者の申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」	—
上記以外の生徒の臨時休業に伴う扱い	保健所からの要請や、学校医等と相談の上、決定した臨時休業期間「授業日数から除く」	—

※ R2.6.19 事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂及び出席停止等の扱いの一部変更について」参照

【生徒の健康管理】

ア 心身の健康観察

- (ア) 登校時に、生徒が持参した健康観察票を確認し、家庭で体温や健康状態を確認できなかった生徒については、速やかに検温及び健康観察等を行うこと。
- (イ) 基礎疾患等のある生徒については、健康観察を徹底し体調変化に留意すること。
主治医の見解を保護者に確認の上、学校医等に相談し、個別に登校の判断を行う。
登校しての学習活動が困難な場合は、引き続き ICT 等を活用した家庭学習を継続することとする。その場合、出欠席の扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。(「感染症対策(2)出席停止等の扱い」項目参照)
- (ウ) 生徒の心身の健康状態に鑑み、必要に応じて、心のケアを含む健康相談を視野に入れた対応ができるよう配慮すること。
- (エ) 特に、心のケアについては、学級担任や養護教諭を中心としたきめ細かな健康観察等から、生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施や、スクールカウンセラー等による支援を行うなどして適切に対応すること。

【心身の健康観察項目】

体の症状		ストレス症状
最高体温		不安や怖さを感じる
呼吸器症状	せき	イライラが解消されない
	息苦しい	孤独や寂しさを感じる
	鼻みず・鼻づまり	疲れがとれない
	のどが痛い	眠れない
その他	全身がだるい	勉強がはかどらない
	頭痛	その他
	下痢	
	はき気・嘔吐	
	関節筋肉痛	
	味や匂いがわかりにくい	
	その他	

イ 罹患状況の把握について

- (ア) 学校では、健康観察票を毎日記録させる等、症状がある者の早期発見に努め、罹患状況を随時把握すること。
- (イ) 特に、基礎疾患を有する生徒は学校医等と相談するとともに、保護者との連携を密にし、学校全体での健康観察も強化すること。
- (ウ) 発熱等の風邪症状が見られるときは、自宅で休養するよう指導し、次の表のチェック項目に一つでも該当する場合は、受診を勧め、経過について学校に継続的に連絡させること。
- (エ) 生徒が罹患した場合、濃厚接触者になった場合、新型コロナウイルス感染症の検査を受ける予定となった場合又は検査を受けた場合は、速やかに保健体育課まで一報を入れること。

【罹患状況のチェック項目】

チェック	項目
	強いだるさ（倦怠感）がある
	強い息苦しさ（呼吸困難）がある
	高熱がある
	発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く *症状が4日以上続く場合は必ず相談する *糖尿病等の基礎疾患があるなど、重症化するリスクの高い場合は早めに相談する

3 昼食時など食事場面の指導等について

【昼食時の指導について】

- 食事の前の手洗いを徹底するよう指導すること。
- 昼食時など食事場面で感染リスクが高まることを踏まえ、飛沫感染防止の観点から、

次のことについて生徒に指導を徹底すること。

- ・他の生徒と離れて食事をする事。
- ・対面で食事をとらず教室の正面を向いて食事をする事。
- ・食事中の会話を禁止すること。
- ・食べ物、飲み物を共有しないこと。
- ・食事後は速やかにマスクを着用すること。
- ・必要に応じて、アクリル板等の飛沫防止パーテーションの設置場所の見直しや点検及び新規設置の対応を行うこと。

○教室に余裕がある場合などは、ホームルーム教室以外の教室を有効活用することで、一つの教室に集まる人数を減じるなどの工夫を行うことも有効である。

【部活動時の飲み物や下校時の喫食の指導について】

- ・食べ物、飲み物を共有しないこと。
- ・駅のホームや電車の車内など、食事をする場所以外では喫食しないこと。

4 清掃活動について

【校内の清掃について】

- 「通常登校」の段階から、生徒による床の清掃、黒板や黒板消しクリーナーの清掃等の清掃活動は可能とする。ただし、マスクの着用、終了後の手洗い等の指導を徹底すること。特に、生徒にゴミを回収させる際は、ビニール袋を密閉して縛るよう指導すること。また、ゴミを回収した後は、必ず石鹸と流水で手を洗うよう指導すること。
- 教室、廊下（ドアノブ、スイッチ等）については、教職員の指導のもと、生徒も清掃活動の一環として消毒作業を行うことを可とする。ただし、生徒が消毒作業を行う場合は、消毒用エタノールや消毒効果が確認されている界面活性剤等を使用する。清掃・消毒作業後は、流水と石けんによる手洗いを徹底させること。（再掲）
- 教室内の環境維持とごみ処理を担う者の感染リスクの低減の観点から、ゴミの持ち帰りを指導したり、ゴミを小さなビニール袋にまとめて捨てさせる、教室にごみ箱を置かず学年ごとに集約したごみ箱を廊下に設置したりするなどの工夫を引き続き行うこと。（使用済みのマスクの扱い等には十分注意すること。）

【トイレの清掃について】

- トイレの清掃については、生徒が、床の清掃、便器の水洗い、トイレットペーパーの補充等を行うことを可能とするが、不特定多数が触れる照明スイッチ、水洗装置、扉の取手等についての清拭消毒については生徒が行うことのないようにすること。

5 その他の指導等について

【教育活動外での行動について】

- 外食する場合は、黙食、個食、マスク飲食を徹底すること。
- 生徒等の行動の中で、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が報告されているため、生徒等に対しては、授業後や部活動終了後だけでなく、週

休日等においても、感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えるよう指導すること。

【新型コロナウイルス感染症に関する情報収集方法について】

○LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート（行政）」や接触確認アプリ「COCOA」等を活用し、新型コロナウイルス感染症に関する情報収集や早期の受診につなげるよう指導すること。

※LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート（行政）」（神奈川県・新型コロナウイルス感染症対策ポータル・（4月28日更新）一人ひとりに合わせた新型コロナ対策をLINEでサポートしますページ）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/line/index.html>

※新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）（厚生労働省・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）COVID-19 Contact-Confirming Application ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

6 いじめ、偏見、差別等の防止について

【いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組について】

○学校は、新型コロナウイルスに関する正しい知識や感染症対策を生徒に指導する際に、ウイルス感染者及びその関係者、また、医療従事者を始めとする社会機能を維持する方への偏見や差別等が生じないように、次の動画を活用するなどして生徒を指導すること。

※文部科学省「新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html#project

○学校関係者に感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者である生徒が、いじめ・偏見・差別等の対象にならぬよう、十分な配慮・注意を行うこと。

○新型コロナウイルスに関して、SNSによる誤った情報の拡散や特定の個人等への誹謗中傷等が生じないように、学校においては、機会を捉えて、情報モラルについて生徒に指導すること。

○いじめ、偏見、差別等の兆候や、生徒が発信する微細なサインを教職員が見逃したり、教職員が一人で抱え込んだりしてしまうことがないように、教職員は、生徒の様子を細かく観察、把握するとともに、生徒のサインや悩みを受け止めた際には、一人で問題を抱え込まず、組織的な対応を行うこと。

○必要に応じてスクールカウンセラー等による生徒の心のケア等を実施するとともに、生徒の相談先として「24時間子どもSOSダイヤル」や「SNSいじめ相談@かながわ」を活用することも周知すること。

※「24時間子どもSOSダイヤル」0466-81-8111

なやみいおう
0120-0-78310（フリーダイヤル）

※LINEを活用した生徒相談「SNSいじめ相談@かながわ」

（相談窓口につながる二次元コードを記載したカードは学校に送付済み）

次のURLで二次元コードを記載したホームページにアクセスできる。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/vn7/cnt/snssoudan/oshirase.html>

7 新型コロナウイルス感染症の感染者が出た場合の当面の対応

【学校で感染者が発生した場合の臨時休業について】

- 令和3年4月28日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」における「学校で感染者が発生した場合の臨時休業について」は、昨今の神奈川県内の感染状況に鑑み、当面の間、対応の変更は行わないこととする。
- 濃厚接触者の特定は保健所が行うが、生徒の出欠状況により、明らかに濃厚接触者がおらず、教育活動の継続について、既に保健所の判断、学校医の意見を聴取している場合は、柔軟に対応することとする。学校は、保健体育課に相談する。

【感染者が出た場合の当面の対応の概要】

- 対応が決定するまでの間、校長は、感染症の予防上必要があるときは、保健体育課と協議のうえ、臨時に学校の全部を休業とする。（学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）第20条）また、臨時休業の実施について、速やかに生徒・保護者に周知する。
 - 対応の決定に当たっては、校長は、状況等を踏まえ、保健所からの要請や学校医等の意見を聴取の上、保健体育課と協議し決定する。（学校において予防すべき感染症の季節（平成30年3月発行）
 - ※ 教育活動中の場合は、速やかに全ての教育活動を取りやめ、保護者及び生徒の帰宅（登校禁止）及び生徒の自宅待機を指示する。
 - ※ 生徒の保護者へ「登校禁止についてのマチコミメール」を送付
 - 保健所の指示に基づき、学校は、当該生徒の情報収集、濃厚接触者の特定への協力、他の生徒及び教職員の健康状態の把握、校内の消毒等の対応を行う。
 - ※ 学校は、①保健所による濃厚接触者の特定、②保健所の指導・助言を踏まえた校内消毒の完了、③保健所による学校再開の見解、④学校医による学校再開の見解、を確認し、県教育委員会と学校再開または臨時休業について協議する。
- * 新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合の当面の対応の詳細については、令和2年6月11日付保健体育課長通知「児童・生徒等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の学校における当面の対応について（令和2年6月11日時点）」及び令和2年9月4日付保健体育課長事務連絡「週休日等（授業日以外）に生徒が新型コロナウイルス感染症の陽性になった場合の対応」（別紙を一部修正）を確認し、対応すること。

県立特別支援学校における保健管理等に関するガイドライン

県立特別支援学校の教育活動再開後における保健管理等の扱いについては、令和2年5月22日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（特別支援学校）」、同年9月2日付け「県立特別支援学校における保健管理等に関するガイドライン」及び、同年12月11日付け「県立特別支援学校における保健管理等に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）により示したところですが、この度、令和3年4月28日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえ、「ガイドライン」を改めました。

今後は、各学校において、この「ガイドライン」に基づいた感染症対策に関する取組を強化し、児童・生徒等への指導の徹底を図るようお願いします。

また、令和3年4月23日付け保体第1217号教育監通知「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組の強化・徹底について」で既に通知した趣旨についても、改めて「ガイドライン」に記載しましたので、取扱いを確認の上、適切に対応するようお願いします。

なお、今後、県内の感染状況等により、「ガイドライン」の内容については、変更する場合があります。その際は、改めて通知します。

1 保健管理等についての改訂の基本的な考え方

- ア 各学校での感染拡大防止のための感染症対策に関する取組を強化すること。
- イ 毎日の健康観察（検温含む）及び発熱等の症状のある者の自宅休養について改めて徹底すること。
- ウ 同居の家族が陽性となり、児童・生徒等が濃厚接触者に特定された場合、症状がなくても出席停止となることを周知徹底すること。
- エ 登下校も含めた、マスクの適切な着用について指導徹底すること。
- オ 教室等における常時換気を基本とした換気の実施（室内の状況に応じ、換気効果を高めるため換気扇、サーキュレーター等を活用）をすること。
- カ 教室、職員室等において身体的距離の確保を行うこと。
- キ 教室等の共有部分については、消毒用エタノール又は次亜塩素酸ナトリウム消毒液による消毒を行うことを基本とすること。また、流水と石けんで手洗いができない環境では、アルコールを含んだ手指消毒液で手指の消毒を行うこと。

(※文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル〔2021.4.28 Ver.6〕」の34ページに記載の「児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能です。」については県立学校においては適用しないことに留意)

ク 変異株への対策については、従来株と同様に、ガイドラインに示す感染症対策を徹底すること。

ケ 食事場面においては、感染を防ぐ指導を徹底すること。

コ 外食における感染症対策について指導すること。

サ 教育活動外においても、感染リスクの高い行動は自粛するよう指導すること。

シ LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート（行政）」や接触確認アプリ「COCOA」等の活用について促すこと。

2 学校の教育活動実施に当たっての保健管理について

(1) 感染症対策

ア 登校前の感染症対策

①各家庭等と連携して毎朝の検温及び風邪症状の有無を確認すること。その際、健康観察票を配付する等により、状況の随時把握、共有に努めること。

(※参照「健康観察票（一部改訂 R02.9.2、ICTを用いることも可）」)

②発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合は、自宅休養を徹底すること。また、同居する家族等に風邪症状が見られる場合も、児童・生徒等を登校させないよう、保護者の理解と協力を得ること。その場合、出欠に関しては保護者の申出により、学校医等と相談の上、「出席停止」扱いとすること。

(「(2)出席停止等の扱い」項目4に該当)

③同居の家族等が陽性となり、児童・生徒等が濃厚接触者に特定された場合の対応については、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまるため、症状の有無にかかわらず、保護者の申し出により、出席停止（自宅待機）となることを周知徹底すること。(「(2)出席停止等の扱い」項目4に該当)

イ 登校後の感染症対策

①登校時の健康状態の把握には、「健康観察票」などを活用し、健康状態の把握を行うこと。

②発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある児童・生徒等が登校した場合には、保護者の理解と協力を得た上で、当該児童・生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導を徹底すること。その場合、出欠に

関しては保護者の申出により、学校医等と相談の上、「出席停止」扱いとすること。
（「(2)出席停止等の扱い」項目4に該当）

- ③上記の場合、医療機関への受診を勧め、経過について学校に継続的に連絡させること。
- ④保護者の来校までの間、学校にとどまるケースが想定されるが、その場合には、他の者との接触を避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮を行うこと。

ウ 基本的な感染症対策

まず、新型コロナウイルスに関する正しい知識や、これらの感染症対策について、児童・生徒等の発達段階に応じた指導を行い、児童・生徒等が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう指導すること。

また、新型コロナウイルス感染症は、一般的には「飛沫感染」「接触感染」で感染することから、次の基本的な感染症対策を徹底すること。

①手洗い・消毒等

- ・接触感染の仕組みについて児童・生徒等に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、手洗いを徹底する。
- ・登校したら、まず流水と石けんで手を洗う。また、昼食（給食）の前後、外から教室に入る時、トイレの後、清掃の後、咳、くしゃみ、鼻をかんだ時といった機会でのこまめな手洗いを徹底する。（注意喚起のためのはり紙を掲出する等の工夫をすること。）
- ・児童・生徒等のみならず、教職員や、学校に出入りする関係者の間でも徹底されるようにする。
- ・手洗いは水と石けんを使用し、十分に水で洗い流した後、清潔なタオルやペーパータオルで良くふき取り乾かすよう、児童・生徒等の実態に合わせ、分かりやすく指導すること。
- ・流水での手洗いが難しい場合には、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用する。なお、石けんやアルコールによる手荒れの心配がある場合には、流水で十分に洗い流すこと。

②咳エチケット

- ・感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえるよう指導する。

③マスク等の着用

- ・児童・生徒等には、マスクの着用等の咳エチケットを指導する。
- ・個々の実態により、マスクの着用が難しかったり、咳の際に自ら口や鼻を覆うことが難しかったりする場合があるため、授業について、集団の規模や会話でのやり取り、教材の受け渡しなど、細部まで検討し、計画すること。
- ・ただし、次の場合はマスクを着用する必要はない。その場合は、できるだけ人との十分な距離（概ね1～2メートル）を保つ、近距離での会話を控える等の配慮をすること。
 - i 十分な身体的距離（概ね1～2メートル）が確保できる場合
 - ii 熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合

※気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すこと。

（暑さ指数（WBGT）は環境省ウェブサイト <http://www.wbgt.env.go.jp> で提供）

iii 体育の授業

- ・十分な身体的距離（概ね1～2メートル）が確保できない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、登下校中も含め校内でのマスクの着用を徹底すること。これは体育の授業においても同様であるが、医療用や産業用マスクではなく、通気性のよい家庭用マスクを着用させること。（文部科学省 事務連絡学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について〔令和2年5月21日〕参照）

※フェイスシールド、マウスシールドは、マスクに比べて飛沫を防止する効果が弱いことに留意すること。例えば、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の中の動きを見せたりすることが必要な場合には、フェイスシールドやマウスシールドを活用することも一つの方策と考えられるが、この場合には身体的距離（概ね1～2メートル）を取りながら行うこと。

※令和2年12月10日付け文部科学省初等中等教育局長、文化庁次長通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」参照

エ 清掃・消毒について

① 普段の清掃・消毒のポイント

- ・児童・生徒等による床の清掃、黒板や黒板消しクリーナーの清掃等の清掃活動は可能としている。ただし、マスクの着用、清掃・消毒作業前後の手洗い等の指導を徹底すること。
- ・床は、通常の清掃活動の範囲で対応する（特別な消毒作業は必要ない）。
- ・教室の児童・生徒等自身の机や椅子についても、特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。なお、清掃・消毒作業前後は、流水と石けんによる手洗いを徹底すること。
- ・教職員等は共有部分（トイレなど）、児童・生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒等や教職員が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清拭消毒を行うこと。
※プラスチックや金属の表面では、ウイルスが数日間生存できるとされているので、注意すること。（厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A」）
- ・児童・生徒等が教室のゴミを回収する場合は、マスクや手袋を使用し、鼻水や唾液のついたゴミは、教職員がビニール袋に入れて密閉して縛ること。また、ゴミを回収した後は、必ず石鹸と流水で手を洗うよう指導すること。
- ・トイレや水道場の清掃については、引き続き教職員が行うこととし、不特定多数が触れる照明スイッチ、水洗装置、扉の取手等についての清拭消毒についても、児童・生徒等以外の者が行うこと。

（児童・生徒等以外の者の例：教員、現業、業務アシスタント、サポートティーチ

ャー、学校業務サポーター、ボランティア、委託業者等)

※ただし、業務の内容については、よく話し合い協力を求めること。

- ・清掃道具や教材、教具等、児童・生徒等間の共用を避けることが難しいものについては、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをするように指導すること。

②消毒の方法等について

- ・教職員が使用する消毒液については、消毒用エタノール、消毒効果が確認されている界面活性剤、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用する。

※次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用する場合は、手袋を使用するとともに、拭いた場所がさびるおそれがあるので、消毒後に水拭きを行うこと。また、児童・生徒等には扱わせないこと。

- ・人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用しないこと。
- ・消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム以外の新型コロナウイルスに対して消毒効果のある製品については、次のウェブページを参照し、適正な使用方法に十分に留意し、各学校で活用の判断を行うこと。

※新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

- ・消毒作業中は、換気を十分に行い、目、鼻、口、傷口などを触らない。

③感染者が発生した場合の消毒について

- ・感染が判明した場合は、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行う。当該感染者の行動範囲を特定し、汚染が想定される物品を消毒用エタノール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液で消毒する。

オ 教室等の換気の徹底

- ・冷暖房器具を使用する場合も、気候上可能な限り、窓を開けた換気を行うこと。換気扇等の換気設備だけでは人数に必要な換気能力には足りず、窓を開けた換気との併用が必要な場合が多いことに留意すること。換気の程度や室温等については、天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて適切な換気方法を学校薬剤師と相談し、児童・生徒等の服装についても配慮すること。
- ・冬季は、冷気が入り込むため自然換気を実施しづらい時期であるが、空気の乾燥で飛沫が飛びやすくなること、季節性インフルエンザ流行が懸念される時期でもあることから、徹底して換気に取り組むこと。その際に、健康被害が生じないよう、児童生徒等に温かい服装を心がけるよう指導し、学校内(授業中含む)の保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

※気候上可能な限り、窓を開けた常時換気を基本とした換気を実施すること。窓は、二方向のそれぞれ1つ以上の窓(対角線上の窓を開けると換気がスムーズに行われる。)を幅10~20cm開けておく。上の小窓や廊下側の欄干を全開にする工夫や、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を經由して少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること(二段階換気)も検討すること。教室だけで

なく、廊下の換気にも配慮すること。室内の状況に応じ、換気効果を高めるため換気扇、サーキュレーター等を活用すること。

※常時換気が困難な場合は、こまめに（30分に一回以上、少なくとも休み時間ごと）数分間程度、窓を全開にすること。ただし、換気を行う間隔や換気時間は、室内の大きさや人数によって異なるため、学校薬剤師に相談すること。

※冬季に空気が乾燥している場合の適度な加湿は、ウイルス飛散防止の一助となるが、マスクを着用している場面が多いことなどに鑑み、無理のない範囲で取り組むこと。

・二方向のそれぞれ1つ以上の窓（対角線上の窓を開けると換気がスムーズに行われる。）を開けておく。冷暖房器具を使用する場合も、窓を開けた換気を行うこと。換気の程度や室温等については、天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談し、児童・生徒等の服装についても配慮すること。

※窓のない部屋は十分に換気をすることが難しいことがあるため、常時、入り口を開けておき、換気扇やサーキュレーター等を用いて効率よく部屋の空気を外に出すなど、十分な換気に努めること。また、冷暖房器具の使用時は、人の密度が高くないように配慮すること。

・体育館のような広く天井の高い部屋でも、人の密度が高い状態の場合は、二方向の窓を開けることにより、換気を行うようにすること。換気は感染防止の観点から重要であり、人の密度が低い状態でも換気に努めるようにする。

カ 教室内の座席配置等の対応

・教室、職員室等においては、必要に応じて部屋の分散をする等、身体的距離（概ね1～2メートル）を確保すること。向かい合わせを避け、飛沫のかからないような十分な距離（多くの児童・生徒等が手の届く距離に集まらない状態）を保つよう指導すること。

・パーテーションや机上の仕切り板（アクリル板）等の活用について工夫すること。

・座席の配置の工夫としては、当分の間、児童・生徒等の席の間に距離を確保し（できる限り1～2メートル）、対面とならないような形とすること。

・施設の状態や感染リスクの低減の面から、頻繁な換気や座席の工夫を組み合わせ、現場の状況に応じて柔軟に対応すること。

・座席については、陽性者が出た際に迅速に濃厚接触者等を特定できるよう、授業ごとに記録しておくこと。

キ 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等や基礎疾患等のある児童・生徒等への対応

医療的ケアを必要とする児童・生徒等（以下、「医療的ケア児」という）の対応として、「学校の新しい生活様式 Ver. 6」を基本としつつ、以下の参照文書も含めて対応すること。

<参考>

○文部科学省 令和2年6月19日付け事務連絡

「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について」

○文部科学省 令和2年6月19日版

「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組」

○厚生労働省 令和2年5月20日付け

「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について（その3）」

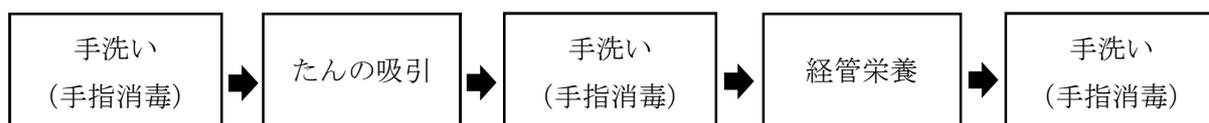
①登校の判断等

- ・医療的ケア児の登校については、主治医の見解を保護者と確認の上、個別に登校の判断をすること。
- ・学校は、事前に受入れ体制などを学校医等に相談すること。
- ・少しでも体調が悪い（普段と異なる）ときは登校を見合わせてもらうこと。
- ・発熱や様子の変化があった際にすぐに迎えにきてもらう等、保護者と緊急時の対応について確認しておくこと。

②医療的ケアの実施

- ・「1ケア1手洗い（手指消毒）」、「ケア前後の手洗い（手指消毒）」を基本とすること。

【イメージ】「1ケア1手洗い（手指消毒）」の流れ



- ・ケア前の手洗い（手指消毒）後は、自身の顔（目・鼻・口）や髪などに触らないように注意すること。また、ケア後の手洗い（手指消毒）前にも、自身の顔（目・鼻・口）や髪などに触らないように注意すること。
- ・医療的ケアの実施については、手袋やマスク等、必要に応じて防護用具を使用すること。また、地域の感染状況によっては、気管内吸引や吸入などを行う際に使い捨て手袋、フェイスシールド（又は、マスクとアイシールド）を着用する必要性を学校医等に相談すること。

③消毒

- ・トイレのドアノブや、車いすホイール、手すり、マット等触れる箇所や使用する場所をこまめに消毒すること。
- ・使用教材・教具や、触れる可能性のある物品等についてこまめに消毒すること。

④換気等の衛生環境

- ・3密を避けること、換気を行うことを含め、活動に対する環境衛生面について、十分な対策を講じること。しかし、指導の際に接触が避けられないこともあるので、適切に対応するためにも、学校医等の助言を得たり、児童・生徒等の安全確保などの観点から指導や介助等において必要となる接触などについて保護者に対し事前説明をしたりすること。
- ・換気は、気候上可能な限り、常時、二方向の窓を同時に開けて行うこと。また、常時行うことが困難な場合は、30分に1回以上、数分間程度、窓を全開すること。

⑤その他

- ・担任や担当教員、学校看護師など、接触の機会のある教職員は、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底する。また、日常生活において感染防止を徹底すること。

- ・スクールバスを利用する児童・生徒等の保護者へは、乗車の際の留意点や感染症対策の取組みについて周知するとともに、安全・安心な登下校のため、必要に応じて保護者と相談・調整すること。
- ・登校時だけでなく定時の検温を実施し、健康状態の把握に努める。また、家庭においても定時の検温を依頼すること。
- ・保護者による送迎の場合、必要に応じて登校に時差をつけるなどの対策をお願いすること。
- ・学校、保護者、関係機関（支援事業所等）が緊密に情報共有を行うこと。

ク 変異株の特徴と感染症対策

①変異株の特徴等

- ・従来株よりも感染しやすい可能性のある変異株については、厚生労働省によれば、「英国の専門家会議の見解によると、従来よりも感染しやすい、重症化しやすい可能性のある変異株は、子どもが大人よりも感染しやすいということはなく、どの年齢であっても感染しやすい可能性がある」とされており、大人と比較して特に子どもが感染しやすいという証拠は現時点で得られていません。
- ・また、日本小児科学会の関係委員会の見解によれば、変異株が子どもにより重い症状を引き起こす可能性を示す証拠もこれまでに得られていません。
- ・さらに、厚生労働省に置かれた専門家のアドバイザリーボードでは、「現段階では、15歳未満で明らかな感染拡大の傾向は見られない」と評価・分析されています。
- ・一方で、子どもへの罹患率が低いとされていた従来株と比較すると、変異株の子どもへの感染力は強い可能性があるため、今後のウイルスの変異の動き、感染の広がりやすさや重症化率など、児童・生徒等への影響については引き続き注視していく必要があります。

②変異株の感染症対策

- ・国立感染症研究所によれば、変異株への対策としては、従来株と同様に、「3つの密」（特にリスクの高い5つの場面※）の回避、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染症対策が推奨されていることから、変異株への対策については、従来株と同様に本ガイドラインに示している感染症対策を徹底すること。

【※ 特にリスクの高い5つの場面】

- 場面1：飲酒を伴う懇親会等
- 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり

(2) 出席停止等の扱い

項目	出欠席の取扱い	健康観察上の留意点
1 罹患した 児童・生徒等	感染者は治癒するまで「出席停止」。 (学校保健安全法第 19 条) ※学校の臨時休業の日数について、 保健所からの要請や、学校医等と相 談の上、決定する。	保健所の指示に基づき、 濃厚接触者を把握すると ともに、体調不良の児童・ 生徒等がいないか確認す る。臨時休業の判断を保 健体育課に連絡する。
2 濃厚接触者	保健所の指示に基づき指定された 期間「出席停止」(感染者と最後に濃 厚接触した日から 2 週間程度)	保健所の指示に基づき、 健康観察票等を活用し、 健康観察を行う。
3 症状があり罹患の疑い がある場合	「出席停止」(学校保健安全法第 19 条)	その間は健康観察票等を 活用し、健康観察を行う。
4 症状はないが罹患の疑 いがある場合	保護者の申し出により、学校医等と 相談の上、「出席停止」	健康観察記録等により、 基礎疾患がある児童・生 徒等については、健康観 察を徹底し体調変化に留 意する。
5 基礎疾患があるなど重 症化するおそれがある児 童・生徒等	主治医や学校医に相談の上、保護者 からの申出により、「校長が出席し なくてもよいと認めた日」	
6 感染の可能性について の保護者の申し出に合理 的な理由があると判断す る場合	保護者の申し出により、「校長が出 席しなくてもよいと認めた日」	—
7 上記以外の児童・生徒等 の臨時休業に伴う扱い	保健所からの要請や、学校医等と相 談の上、決定した臨時休業期間「授 業日数から除く」	—

※R2. 6. 19 事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～
「学校の新しい生活様式」～の改訂及び出席停止等の扱いの一部変更について」参照

(3) 児童・生徒等の健康観察

ア 心身の健康観察

- ①登校時に、児童・生徒等が持参した健康観察票を確認し、家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童・生徒等については、速やかに検温及び健康観察等を行うこと。(昇降口近くに、サーモグラフィを設置するなどの工夫も考えられる)
- ②基礎疾患等のある児童・生徒等については、健康観察を徹底し体調変化に留意すること。児童・生徒等の主治医の見解を保護者に確認の上、学校医等に相談し、個別に登校の判断を行う。登校しての学習活動が困難な場合は、引き続き ICT 等を活用した家庭学習を継続することとする。その場合、出欠席の扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。(「感染症対策(2)出席停止等の扱い」項目5に該当)
- ③児童・生徒等の心身の健康状態を鑑み、必要に応じて、心のケアを含む健康相談を視野に入れた対応ができるよう配慮すること。
- ④特に、心のケアについては、学級担任や養護教諭を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童・生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施や、スクールカウンセラー等による支援を行うなどして適切に対応すること。

【心身の健康観察項目】

体の症状	
最高体温	
呼吸器症状	せき
	息苦しい
	鼻みず・鼻づまり
	のどが痛い
その他	全身がだるい
	頭痛
	下痢
	はき気・嘔吐
	関節筋肉痛
	味や匂いがわかりにくい
	その他

ストレス症状
不安や怖さを感じる
イライラが解消されない
孤独や寂しさを感じる
疲れがとれない
眠れない
勉強がはかどらない
その他

イ 罹患状況の把握について

- ①学校では、健康観察票を毎日記録させる等、症状がある者の早期発見に努め、罹患状況を随時把握すること。
- ②特に、基礎疾患を有する児童・生徒等は学校医等と相談するとともに、保護者との連携を密にし、学校全体での健康観察も強化すること。

- ③発熱等の風邪症状が見られるときは、自宅で休養するよう指導し、次の表のチェック項目に一つでも該当すれば、保護者に受診を勧め、経過について学校に継続的に連絡させること。
- ④児童・生徒等が罹患した場合、濃厚接触者になった場合、新型コロナウイルス感染症の検査を受ける又は受けた場合においては、速やかに保健体育課及び特別支援教育課まで一報を入れること。

【罹患状況のチェック項目】

チェック	項目
	強いだるさ（倦怠感）がある
	強い息苦しさ（呼吸困難）がある
	高熱がある
	発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く *症状が4日以上続く場合は必ず相談する *糖尿病等の基礎疾患があるなど、重症化するリスクの高い場合は早めに相談する

3 給食(昼食・飲食)について

(1) 「学校給食衛生管理基準」の徹底について

- ア 学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底すること。
- イ 給食の配食を行う児童・生徒等及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとること。

(2) 給食（昼食）時の指導について

- ア 児童・生徒等の食事前後の手洗いを徹底すること。
- イ 机を向かい合わせにせず、座席の間隔をできるだけ2m（最低1m）空けて、飛沫を飛ばさないよう会話を控えるよう指導すること。なお、食事後の歓談時には必ずマスクを着用すること。
(例：間隔を示すマーキングをするなど、児童・生徒等に対して視覚的に示す)
- ウ 状況に応じて、衝立や仕切りを使用し、空間を仕切ることで一定間隔を保つこと。
- エ 配膳については、児童・生徒等の状況に合わせて、各学校で検討すること。
(例：食堂から食缶を運ぶ、個包装のパン等を配るなど)
- オ 食べ物、飲み物を共有しないこと。

(3) 教室内・食堂等の環境整備等に関する留意点

- ア 教室内では、座席の間隔を十分に確保するなど、衛生面に配慮した環境を整えること。
- イ 教室内で十分な間隔を確保できず、教室に余裕がある場合などは、特別教室等を活用するなど、一つの教室に集まる人数を減じるなどの工夫を行うことも有効である。
- ウ 食堂を利用する際にも、十分な間隔を確保すること。食堂の混雑を避けるために、食事時間の割り振りをして分散させたり、各教室において少人数で食べたりすること。

(4) 介助者に関する留意点

- ア 食事の介助は、関わる人数を減らす、マスクを着用する、介助中は自身の喫食をしないなどの感染症対策をすること。
- イ 児童・生徒等に、対面での指導が必要な場合などは、保護者と相談のうえ、教職員は必要に応じてフェイスシールド等を活用すること。
- ウ 食事や歯磨きの介助は可能な限り側面から行うこと。
- エ 介助を交代する場合は、その都度手洗い（手指消毒）を行うこと。
- オ 介助を交代した教職員が、同じ教室内等で喫食をする場合は、机を向かい合わせにせず、座席の間隔をできるだけ空けて、飛沫を飛ばさないよう会話を控える等の配慮をすること。

(5) 部活動時の飲み物や下校時の喫食の指導について

- ア 食べ物、飲み物を共有しないこと。
- イ 駅のホームや電車の車内など、食事をする場所以外では喫食しないこと。

(6) その他

- ア 換気は、気候上可能な限り常時、二方向の窓を同時に開けて行うこと。困難な場合は、こまめに（30分に1回以上）、数分間程度、窓を全開にすること。

4 スクールバスの対応について

(1) スクールバス乗車における対応

- ア 乗車時に手指消毒を行い、マスクの着用を確認する。
- イ 自宅等で検温ができなかった児童・生徒等は検温を行う。
- ウ スクールバス内の過密状況を解消するために、できる限り座席配置の工夫を行い、児童・生徒等同士の間隔を空けること。児童・生徒等同士の間隔を十分空けることが難しい場合には、安全面に配慮した防護スクリーン（防護カーテンや仕切り等）を座席間に設置するなど、飛沫感染や接触感染を防止する対策をとることも考えられる。

- エ 児童・生徒等のスクールバス内での乗車時間をなるべく短くするために、可能な範囲で運行ルートの調整を行うことも考えられる。
- オ 可能な限りエアコンの外気導入や窓の開放により車内換気を行う。
- カ 学校発着時のスクールバス乗降の際、昇降口の周辺が密集しないよう、げた箱の配置を分散したり、児童・生徒等が教室を出る時刻をずらしたりするなどの工夫を行うこと。
- キ 保護者対応や放課後等デイサービス職員との引継ぎで、密にならないよう注意する。時間がかかる場合には、密集を避けるため、玄関外やホール等の別の広い場所に移動して行うこと。

(2) ジャンボタクシー等の活用について

- ア 各タクシー会社（各事業所）は、「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第2版）」（令和2年6月4日一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会 HP 参照）に基づく対応を行っており、各学校は、改めて契約を行うタクシー事業所等に対して、適切な感染防止対策が行われるよう依頼をするとともに、児童・生徒等や教職員等についても、乗車前の検温やマスクの着用、手指の消毒、助手席には座らないことなどの感染防止対策を行うよう留意すること。
- イ ジャンボタクシー等に添乗する教員の負担を減らすために、学校から近い乗車ポイントに教員が児童・生徒等を迎えに行ったり、担任に限らず乗車ポイントに近い居住の教員が添乗したりするなど、特定の教員に負担がかからないよう、シフトを検討すること。

(3) 保護者送迎の依頼について

- ア スクールバス内の過密化対策として、保護者に登校時の送りを依頼する場合、保護者の過重な負担にならないよう、よく相談し、適時適切に保護者の状況を聞き取るなど、ていねいに対応すること。
- イ ジャンボタクシー等を活用して教員が輪番で添乗することで、保護者の送迎に関する負担を減らすこと。
- ウ 登校時刻について、保護者から相談があった場合は、保護者の事情も勘案して柔軟に対応すること。

5 その他

(1) 寄宿舍における感染症対策

- ア 令和2年5月22日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（特別支援学校）」や「学校の新しい生活様式 Ver. 6」を踏まえ、万全の感染症対策を講じること。また、寄宿舍における感染症対策については、一般社団法人日本旅館協会によって作成された「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（令和2年5月14日公表、同21日一部改訂）も参考にしつつ、施設の規模や実情に応じて行うこと。
- イ 寄宿舍内での活動における3密を避け、手洗いや咳エチケットの徹底、消毒設備（アルコール消毒液など）の設置、ドアノブなどの多数の者が触れる場所の定期的な消毒、定期的な換気、近距離での会話や発声等の際のマスクの着用などにより、環境衛生管理を徹底すること。
- ウ 朝夕の検温等の健康観察を行うなど、健康管理を徹底すること。
- エ 入舎する児童・生徒等に、発熱や風邪症状があるときや体調がすぐれない場合は、無理せずに保護者に自宅休養を依頼すること。
- オ 入舎する児童・生徒等について、感染の疑いがあると判明した場合、感染が判明した場合又は在籍する学校が臨時休業となった場合は、学校長は特別支援教育課長と寄宿舍における対応を協議すること。

(2) 訪問による指導における感染症対策

- ア 施設や自宅への訪問による指導の実施については、訪問先の施設や保護者と十分に相談し、地域や施設の感染状況や、児童・生徒の状態等をみて、個別に実施を判断し、感染症対策を行った上で実施する。
- イ 訪問の前に教職員自身の健康チェックと検温を行うこと。
- ウ 基本的には学校における感染症対策と同様であり、マスクの着用やこまめな手洗い、手指の消毒等を行うこと。
- エ 訪問先の部屋は、定期的に換気すること。

(3) 地域の障害福祉サービス機関等との連携

- ア 各学校は、令和2年8月26日付け教育長通知「県立特別支援学校の8月31日以降の授業等の教育活動について」を踏まえ、「放課後等デイサービス」を運営する事業所と連携し、下校時刻と事業所の開所時刻の円滑な接続に向け、連絡・調整を行うことで、児童・生徒等の放課後の「居場所」の確保に取り組むこと。
- イ 「放課後等デイサービス」を運営する事業所が、密集性を回避し児童・生徒等の感染を防止すること等の理由により、学校の教室等の活用を依頼してきた際には、学校長は利用可能であれば、積極的に施設の活用を推進すること。
- ウ なお、「放課後等デイサービス」を運営する事業所が利用する施設については、児童・生徒等の安全を確保する観点から、衛生管理に十分留意し、換気や消毒液の確保、利用後の消毒等の徹底を事業所に促すこと。

6 その他の指導等について

(1) 教育活動外での行動について

ア 外食する場合は、黙食、個食、マスク飲食を徹底すること。

※ 特に教職員は、「感染防止対策取組書」を掲示していない飲食店の利用や、時短要請時間を超えた利用を行わないこと。

イ 県立学校における生徒等の行動の中で、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が報告されているため、児童・生徒等に対しては、授業後や部活動終了後だけでなく、週休日等においても、感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えるよう指導すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する情報収集方法について

ア LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート（行政）」や接触確認アプリ「COCOA」等を活用し、新型コロナウイルス感染症に関する情報収集や早期の受診につなげるよう指導すること。

※ LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート（行政）」（神奈川県・新型コロナウイルス感染症対策ポータル・（4月28日更新）一人ひとりに合わせた新型コロナ対策をLINEでサポートしますページ）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/line/index.html>

※ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）（厚生労働省・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）COVID-19 Contact-Confirming Application ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

7 いじめ、偏見、差別等の防止について

(1) いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組について

ア 学校は、新型コロナウイルスに関する正しい知識や感染症対策を児童・生徒等に指導する際に、ウイルス感染者及びその関係者、また、医療従事者を始めとする社会機能を維持する方への偏見や差別等が生じないように、次の動画を活用するなどして児童・生徒等を指導すること。

※文部科学省「新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html#project

イ 学校関係者に感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者である児童・生徒等が、いじめ・偏見・差別等の対象にならぬよう、十分な配慮・注意を行うこと。

ウ 新型コロナウイルスに関して、SNSによる誤った情報の拡散や特定の個人等への誹謗中傷等が生じないように、学校においては、機会を捉えて、情報モラルについて児童・生徒等に指導すること。

エ いじめ、偏見、差別等の兆候や、児童・生徒等が発信する微細なサインを教職員が見逃したり、教職員が一人で抱え込んだりしてしまわないよう、教職員は、児童・生徒等の様子を細かく観察、把握するとともに、児童・生徒等のサインや悩みを受け止めた際には、一人で問題を抱え込まず、組織的な対応を行うこと。

オ 必要に応じてスクールカウンセラー等による児童・生徒等の心のケア等を実施するとともに、児童・生徒等の相談先として「24時間子どもSOSダイヤル」や「SNSいじめ相談@かながわ」を活用することも周知すること。

※「24時間子どもSOSダイヤル」0466-81-8111
0120-0-78310なやみいおう（フリーダイヤル）

※LINEを活用した生徒相談「SNSいじめ相談@かながわ」
（相談窓口につながる二次元コードを記載したカードは学校に送付済み）
次のURLで二次元コードを記載したホームページにアクセスできる。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/vn7/cnt/snssoudan/oshirase.html>

8 新型コロナウイルス感染症の感染者が出た場合の当面の対応

(1) 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

ア 令和3年4月28日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について」における「学校で感染者が発生した場合の臨時休業について」は、昨今の神奈川県内の感染状況に鑑み、当面の間、対応の変更は行わないこととする。

イ 濃厚接触者の特定は保健所が行うが、児童・生徒等の出欠状況により、明らかに濃厚接触者がおらず、教育活動の継続について、既に保健所の判断、学校医の意見を聴取している場合は、柔軟に対応することとする。学校は、保健体育課に相談する。

(2) 感染者が出た場合の当面の対応の概要

ア 対応が決定するまでの間、校長は、感染症の予防上必要があるときは、保健体育課と協議のうえ、臨時に学校の全部を休業とする。（学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）第20条）また、臨時休業の実施について、速やかに児童・生徒等、保護者に周知する。

イ 対応の決定に当たっては、校長は、状況等を踏まえ、保健所からの要請や学校医等の意見を聴取の上、保健体育課と協議し決定する。（学校において予防すべき感染症の季節（平成30年3月発行）

※ 教育活動中の場合は、速やかに全ての教育活動を取りやめ、保護者及び児童・生徒等の帰宅（登校禁止）及び児童・生徒等の自宅待機を指示する。

※ 児童・生徒等の保護者へ「登校禁止についてのマチコミメール」を送付

ウ 保健所の指示に基づき、学校は、当該児童・生徒等の情報収集、濃厚接触者の特定への協力、他の児童・生徒等及び教職員の健康状態の把握、校内の消毒等の対応を行う。

※ 学校は、①保健所による濃厚接触者の特定、②保健所の指導・助言を踏まえた校内消毒の完了、③保健所による学校再開の見解、④学校医による学校再開の見解、を確認し、県教育委員会と学校再開または臨時休業について協議する。

* 新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合の当面の対応の詳細については、令和2年6月11日付保健体育課長通知「児童・生徒等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の学校における当面の対応について（令和2年6月11日時点）」及び令和2年9月4日付保健体育課長事務連絡「週休日等（授業日以外）に生徒が新型コロナウイルス感染症の陽性になった場合の対応」（別紙を一部修正）を確認し、対応すること。